

- 5 合格基準
全科目の合計点が満点の6割以上である者を合格とし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とする。ただし、問題の難易度及び得点内容により勘案することがある。
- 6 合格発表及び合格証書の交付
(1) 合格者の発表は、平成15年2月10日午前10時に各保健所において行う。
(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。
- 7 問い合わせ
(1) 試験に関する照会は、熊本県健康福祉部生活衛生課又は最寄りの保健所へ問い合わせること。
(2) 試験科目の得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づき、合格発表の日から1か月間（2月10日から3月7日までの期間内で、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、初日は午前10時以降とする。）熊本県健康福祉部生活衛生課において、受験票を持参した本人に開示する。

熊本県公告第863号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年12月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成14年10月4日
- 2 名称
特定非営利活動法人日本巨石文化研究所
- 3 代表者の氏名
武内 一忠
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市月出四丁目4番145-1008号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、多くの人に対し、日本の巨石文化また磐座遺跡、それに刻まれたペトログリフ（岩刻文字・岩に刻まれた古代人の絵や文様を指す言葉）の存在を知らせ、遺跡保有地区に対する探査検証を行い、その巨石文化が西欧の巨石文化と同等の文化を有することを評価し、その磐座を保全することにより、古代からのメッセージである地球環境の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第864号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年12月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成14年10月4日
- 2 名称
特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・熊本
- 3 代表者の氏名
永野 光哉
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市上通町1番24号 ビアーレビル3階
- 5 定款に記載された目的
この法人の事業は、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス Inc.」（以下 SO 国際本部という）の定める使命と目的及び諸規則に基づき、知的発達障害のある人たち（以下、「アスリート」という）に年間を通じ、主として市民ボランティアによりオリンピック競技種目ともなっているさまざまなスポーツ競技の日常トレーニングプログラム及びその成果の発表の場としての競技会を提供することである。そして、それらの事業の目的は、本活動を通じて、「アスリート」にとっては、健康や体力、技術などの身体的能力の増進、社会適応性の向上につながり、さらに、人間としての自信と誇り、および価値ある一市民としての自立への意欲を助長することに寄与する。またアスリートの家族や地域社会にとっては、「アスリート」を敬愛をもって家族や地域社会の一員として受容することによりその絆が深められ、一方本活動を支援する市民ボランティアにとっては、「アスリート」個人の人権と尊厳が重んじられ、生産的で価値ある市民として受け入れる地域社会の環境作りの大切さを学び実践することにより、知的発達障害のある人たちにとってより良い地域社会の実現に寄与することとする。その目的を達成するためにこの法人は担当地区全域にその事業を拡大する。